

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和2年2月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900413号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900103号

第1 結論

請求者のA社B支店(現在は、A社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和53年10月1日から同年9月25日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

昭和53年9月25日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る昭和53年9月25日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年9月25日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間について厚生年金保険の加入記録がない。昭和53年9月25日付けの辞令により、勤務地がC県内からD県E市(当時)に変わったが、その際、異動先である同社B支店の手続に誤りがあり、請求期間が厚生年金保険の未加入期間となってしまったことを、同社の定年退職説明会で説明を受けた。請求期間については同社の内部規程により一時金の支給があったが、請求期間も継続して勤務しており、正しい年金記録にしたいので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された辞令、請求者に係る雇用保険の加入記録及びA社から提出されたF厚生年金基金の加入員台帳により、請求者は請求期間も同社に継続して勤務し(昭和53年9月25日にA社G課から同社B支店に異動)、請求期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できるA社B支店における昭和53年10月1日付けの資格取得時の標準報酬月額から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は、昭和 53 年 9 月 25 日から同年 10 月 1 日までの期間について、請求者の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。